明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　一
〔告示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件（総務八）　一
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件（同九）　七
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件（同一〇）　一七
〔公告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等
平成二十二事業年度財務諸表（独立行政法人理化学研究所・独立行政法人大学評価・学位授与機構）、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　二五
地方公共団体
行旅死亡人関係　二八
会社その他
会社決算公告　二八

府令・省令

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年一月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令

外国為替法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「第十三条第二項」を「削除」に、「第十三条第三項」を「第十三条第二項」に、「第十三条第六項」を「削除」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行前にした取引又は行為に係る外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の規定による申請等については、なお従前の例による。

告示

○総務省告示第八号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を次のように指定し、平成二十四年度分の固定資産税から適用する。

なお、平成二十三年総務省告示第二十三号は、廃止する。

平成二十四年一月十七日

総務大臣　川端　達夫

一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産

1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両

所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(1)　北海道高速鉄道開発株式会社	北海道知事
(2)　津軽鉄道株式会社	青森県知事
(3)　十和田観光電鉄株式会社	同
(4)　弘南鉄道株式会社	同